

ブロード Ace サービス規約

株式会社ホワイトサポート

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、当社とブロード Ace サービス契約者との間の契約内容を定めるものであり、ブロード Ace サービス契約者は、ブロード Ace サービスの申込みにあたりブロード Ace サービス契約に同意しているものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において、下記の用語は、次のとおり定義します。

- ① 「ブロード Ace サービス」とは、当社がブロード Ace サービス契約者に対し提供する ADSL サービス「ブロード Ace」を指します。
- ② 「ブロード Ace バリュープラン」とは、当社がブロード Ace サービス契約者に対し、所有権の移転を前提としたパソコン等をレンタル提供するブロード Ace サービスの付加価値サービスを指します。
- ③ 「本サービス」とは、ブロード Ace サービス及びブロード Ace バリュープランの総称を指します。
- ④ 「当社」とは、株式会社ホワイトサポートを指します。
- ⑤ 「本規約」とは、このブロード Ace サービス規約を指します。
- ⑥ 「ブロード Ace サービス契約」とは、本サービス及びこれに付帯するサービス（モデムレンタルサービス、BB フォンサービス及び無線 LAN パックをいいます。）の利用等に適用される以下の各規約を含む、当社及びSBM とブロード Ace サービス契約者との間の契約を指します。
 - a ブロード Ace サービス規約【株式会社ホワイトサポート】
 - b ブロード Ace バリュープランサービス規約【株式会社ホワイトサポート】
 - c ブロード Ace サービス版 BB フォン個別規定【株式会社ホワイトサポート】
 - d ブローダメール・ホームページサービス利用規約【株式会社ホワイトサポート】
 - e ソフトバンク BB DSL サービス規約【ソフトバンクモバイル株式会社】
 - f BB フォン利用規約【ソフトバンクモバイル株式会社】
- ⑦ 「ブロード Ace サービス契約者」とは、当社及び SBM とブロード Ace サービス契約を締結している者を指します。
- ⑧ 「レンタルモデム等」とは、レンタルモデムその他の、本サービスの接続に必要なものとして、当社がブロード Ace サービス契約者に対して貸与する機器等を指し、無線 LAN パックの申込者に対し貸与する LAN カードを含むものとします。
- ⑨ 「ブロード Ace サポートセンター」とは、本サービスに関する事務を取り扱う当社の窓口を指します。
- ⑩ 「SBM」とは、ADSL サービスの提供元であるソフトバンクモバイル株式会社を指します。
- ⑪ 「電話回線提供事業者」とは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は

ソフトバンクモバイル株式会社をいいます。

⑫ 「利用期間」とは、ブロード Ace サービス契約の契約成立日の属する月の 1 日から起算して、契約の解約又は解除を当社が承認した日の末日までの期間を指します。

第 3 条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、当社は変更後の本規約を第 5 条に定める方法によりブロード Ace サービス契約者に通知するものとし、以後、変更後の約款が適用されるものとしします。

第 4 条（サービス内容の変更）

当社は、ブロード Ace サービス契約にかかる基本料、プロバイダー料、モデムレンタル料、無線 LAN パック利用料ならびに BB フォン通話料、各種割引サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を第 5 条に定める方法によりブロード Ace サービス契約者に通知するものとし、以後、変更後のサービス内容が適用されるものとしします。

第 5 条（通知の方法）

本規約及び本サービスに係る事項について、当社からブロード Ace サービス契約者に対する通知の方法は、書面、電子メール又は当社が運営するウェブサイト（URL：<http://broad-ace.jp>）への掲示による他、当社が指定する方法によるものとしします。

第 6 条（個人情報の取扱い）

当社は、ブロード Ace サービス契約者に対する本サービスの円滑な提供に必要な範囲でブロード Ace サービス契約者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別につけられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む）ものをいいます。）を SBM に提供することがございます。その他、ブロード Ace サービス契約者に係る個人情報は、当社及び SBM のプライバシーポリシーに従って取扱います。なお、当社及び SBM のプライバシーポリシーは、以下に記載する URL にてご確認ください。

① 株式会社ホワイトサポート（URL：<http://white-support.com/policy/>）

② ソフトバンクモバイル株式会社（URL：<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/policy/>）

第 7 条（契約者情報の変更）

ブロード Ace サービス契約者は、本サービスの適正な運用の確保のため、氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報に変更を生じた場合は、速やかに当社に通知するものとしします。

第 2 章 申込み及び解約

第 8 条（契約の申込み）

ブロード Ace サービス契約の申込みは、当社所定の「ブロード Ace サービス契約申込書」

及び当社の定める添付書類（以下、あわせて「申込書」といいます。）を当社に提出する方法、その他当社が指定する方法で行うものとします。

第9条（申込みの承諾）

1. 当社は、ブロード Ace サービス契約の申込みがあったときは、受付順に承諾の手続を行います。但し、当社は、業務の遂行上支障があるときは、受け付けた申込みの承諾を延期することがあります。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合等には、その申込みを承諾しないことがあります。

① 本サービスへの申込みにおいて、虚偽の記載、誤記、又は記載漏れがあったとき
② ブロード Ace サービス契約の申込名義人と申込みに係る回線についての電話回線提供事業者に対する契約名義人とが同一でないとき

③ 電話回線提供事業者又は SBM の承諾が得られないとき

④ 本サービスの申込者が、既に他の電気通信事業者と ISDN、DSL サービスと同様の契約を締結しているとき

⑤ 本サービスの申込者に、当社が提供する他のサービスの利用につき、過去に不正使用、利用停止等があったことが判明した場合、その他迷惑メール、架空契約等本サービスの不正利用をおこなうおそれ等があり、当社が本サービスを提供することがふさわしくないと判断するとき

⑥ 利用場所から電話局舎までの回線につき、一部分でもメタル回線以外の回線（光収容等）が使用されている場合、その他サービス提供が技術上その他の理由により困難なとき

⑦ 本サービスの申込者が、当社に対する債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき

⑧ 本サービスの申込者が、18 歳未満、または 70 歳以上の方であるとき

⑨ 前各号のほか当社が不相当と判断するとき

3. ブロード Ace サービス契約は、本条に従い申込みがなされ、かつ SBM 及び当社が当該申込みを承諾することを条件として、電話回線提供事業者が本サービスの提供に関する局内工事を完了した日に成立するものとします。

第10条（最低利用期間）

1. ブロード Ace サービスは、契約成立日から 2 年以上、継続してご利用頂くものとします。

2. ブロード Ace バリュープランは契約成立日から 3 年以上、継続してご利用いただくものとします。

3. ブロード Ace ライトプランは契約成立日から 2 年間、継続してご利用いただくものとします。

第11条（解約等）

1. ブロード Ace サービス契約者が、自己都合によりブロード Ace サービス契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめブロード Ace サポートセンター宛に連絡し、当社の承諾を得るものとします。なお、当社は、解約手続きが完了した日の属する月の翌月末日をもってブロード Ace サービス契約を解約し、その利用を停止するものとします。なお、25 日までに解約手続きが完了した場合、解約日が属する月での解約が可能となります。
2. ブロード Ace サービス契約者が前条第 1 項に反し契約成立日から 2 年未満に本サービスを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、ブロード Ace サービス契約者に対し、契約解除料金 5,000 円(不課税)を請求させていただきます。
3. ブロード Ace サービス契約者が前条第 2 項に反しブロード Ace バリュープランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、ブロード Ace サービス契約者に対し、最大金 30,000 円(不課税)の契約解除料を請求させていただきます。
4. ブロード Ace サービス契約者が前条第 3 項に反しブロード Ace ライトプランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、ブロード Ace サービス契約者に対し、契約解除料金 9,975 円(不課税)を請求させていただきます。

第 3 章 利用方法等

第 12 条 (モデム)

1. ブロード Ace サービス契約者は、本サービスを利用する際には、必ず当社の提供するレンタルモデム等を使用するものとします。
2. 当社は、第 9 条に従い承諾を完了したブロード Ace サービス契約者に対し、レンタルモデム等を貸与するものとします。なお、モデムレンタル料は、本サービスの月額利用料金に含まれます。
3. 当社とブロード Ace サービス契約者との間のレンタルモデム等のレンタルに関する契約は、ブロード Ace サービス契約者のもとにレンタルモデム等が到着したときに成立するものとします。但し、当社がブロード Ace サービス契約者にレンタルモデム等の送付を行っている場合には、モデムレンタル料は本サービスの契約成立日より発生するものとし、何らかの事由によりレンタルモデム等の到着が遅れても、当社はモデムレンタル料の返金等の対応を行わないものとします。また、ブロード Ace サービス契約者宛に発送および返送したものの未受領のまま当社宛回送されたときは、当該レンタルモデム等を当社に留め置くものとし、再返送にかかる費用はブロード Ace サービス契約者の負担とします。
4. ブロード Ace サービス契約者は、レンタルモデム等を受領後 2 週間以内に、初期不良等の瑕疵がないか検査するものとし、瑕疵があるときは、当社に対し当社の指定する方法でレンタルモデム等の交換を請求するものとします。かかる請求が当社の指定する方法でなされたときは、当社は無償で、レンタルモデム等の交換に応じるものとします。
5. 事由の如何を問わずブロード Ace サービス契約が終了したときは、ブロード Ace サービス契約者は、レンタルモデム等を当社の指定場所まで返却するものとします。

6. ブロード Ace サービス契約者は、ブロード Ace サービス契約の終了に伴いレンタルモデム等を当社に返却しない場合は、違約金として金 16,000 円を支払うものとします。なお、無線 LAN パックをご利用いただいているお客様で無線 LAN カードが当社にご返却いただけない場合は、別途違約金 8,000 円頂戴いたします。

7. 万一、ブロード Ace サービス契約者が、当社の提供するレンタルモデムを使用しない場合に生じた対応について、当社是对応致しかねます。また、これにより生じた損害等について一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

8. 第 24 条第 4 項に従いネットワークの規格、仕様等が変更された場合等には、レンタルモデム等は、ネットワークの規格、仕様等に適合する等のため、自動的に SBM の電気通信設備に接続し、レンタルモデム等に含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンを更新する場合があります。

9. ファームウェアのバージョン更新に起因してレンタルモデム等が正常に作動しなくなった場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第 13 条（モデムの毀損等）

1. ブロード Ace サービス契約者が、レンタルモデム等をその理由の如何を問わず破損・水没等により毀損したときは、当社所定の書面に当該毀損したレンタルモデム等を同封のうえ、修理申込みを行うものとします。なお、修理申込みに要する送料等は、ブロード Ace サービス契約者の負担とします。

2. 前項の修理に要する費用は、実費とし、ブロード Ace サービス契約者は、その費用を、当月末締めにて翌月末日までに、月額利用料金と同一の支払方法にて、支払うものとします。ただし、前条第 4 項の検査をしても判明しえない初期不良があったときは、当社は、ブロード Ace サービス契約成立後 6 ヶ月に限り無償でのレンタルモデム等の交換に応じるものとします。

3. レンタルモデム等の修理に伴いブロード Ace サービス契約者に損害が発生した場合でも、当社は、ブロード Ace サービス契約者に対して一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、修理したレンタルモデム等をブロード Ace サービス契約者へ当社指定の方法により返送するものとします。なお、返送に係る送料は、当社の負担とします。但し、ブロード Ace サービス契約者宛返送したものの未受領のまま当社宛回送されたときは、当該レンタルモデム等を当社に留め置くものとし、再返送にかかる費用はブロード Ace サービス契約者の負担とします。

5. レンタルモデム等の修理申込があった場合、当社は、当社の裁量で修理でなく交換の対応をさせていただくことがありますので予めご了承ください。

第 14 条（利用責任）

1. ブロード Ace サービス契約者は、本サービスを使用して行った自己の行為及びその結果について、責任を負うものとします。

2. ブロード Ace サービス契約者が、本サービスを使用して第三者に損害を与えた場合、

ブロード Ace サービス契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与える行為を行わないものとします。

3. ブロード Ace サービス契約者は、接続機器その他本サービスを利用するために必要な通信回線等を自己の責任を持って管理し、また電話回線提供事業者または SBM が提供するサービス、その他本サービスを利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任を持って維持するものとします。

4. 前項に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。

5. ブロード Ace サービス契約者の ID 及びパスワードを用いて本サービスが利用された場合には、ブロード Ace サービス契約者自身が本サービスを利用したものとみなします。

第 15 条（禁止事項）

ブロード Ace サービス契約者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 申込みに当たって虚偽の事項を記載する行為
- ② 第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- ③ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
- ④ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑤ レンタルモデム等を、第三者に売却又は譲渡する行為
- ⑥ 当社が指定する方法によらず第三者の運営する店舗等でプラン変更・接続機器契約解除及び接続機器を返却する行為
- ⑦ 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為
- ⑧ 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為
- ⑨ 法令もしくは公序良俗に反し、又は、他人の権利を著しく侵害する行為
- ⑩ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- ⑪ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為

第 4 章 料金支払等

第 16 条（月額利用料金）

1. ブロード Ace サービス契約者は、ブロード Ace サービス契約に基づいて、利用期間中、月額利用料金として契約申込書記載の金額を、当社の指定する方法により当社指定の金融機関へ毎月支払うものとします。なお、当該月額利用料金には、基本料、プロバイダ料が含まれるものとします。また、利用状況や契約内容に従い別途発生する BB フォン通話料、無線 LAN パック利用料等についても同様に取り扱うものとします。

2. ブロード Ace サービス契約者は、利用期間において第 20 条に定める本サービスの利

用停止等により、本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、月額利用料金の支払いを要するものとします。

3. 契約成立日の属する月及び解約日の属する月における月額利用料金については、日割計算は致しません。但し、販促キャンペーン等のため、当社ウェブサイト等により、当社が別段の取扱いを行う旨明示している場合には、この限りではないものとします。

第 17 条（料金の支払方法）

本サービスに関する料金は、本規約に別途定める場合又は当社が別途指定する場合を除き、当月末日締めにて、翌月末日までに、当社の指定する口座への振込その他当社の指定する方法にて支払うものとします。

第 18 条（延滞利息）

ブロード Ace サービス契約者は、本サービスに関する料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払い日の前日まで年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 19 条（未払い時の通知等）

1. 当社は、ブロード Ace サービス契約者が、本サービスに関する料金について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、その請求をブロード Ace サービス契約者に書面、電子メール等、当社の指定する方法で通知します。

2. 前項にかかわらず、ブロード Ace サービス契約者が料金を支払わない場合、当社は、契約者情報を、当社が提携する債権回収会社に提供し、その回収を委託することがあります。

3. 当社又は債権回収会社が、ブロード Ace サービス契約者に対し、未払料金等を訪問集金した場合には、ブロード Ace サービス契約者は、当該集金に要した費用を、未払料金等とあわせて支払うものとします。

第 5 章 利用停止及び解除

第 20 条（ブロード Ace サービスの利用停止）

1. 当社は、ブロード Ace サービス契約者が次のいずれかに該当する場合には、その本サービスの利用を停止することがあります。

- ① 第 15 条各号に該当する行為を行ったとき
- ② 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき
- ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき
- ⑤ その他当社がブロード Ace サービス契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき
- ⑥ 前各号の他、ブロード Ace サービス契約者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ、その理由、利用を停止する日を書面、電子メール等当社の指定する方法でブロード Ace サービス契約者に通知します。但し、ブロード Ace サービス契約者が第 15 条各号に該当する場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条（当社による解除）

1. 当社は、ブロード Ace サービス契約者が第 15 条各号に該当する場合は、直ちにブロード Ace サービス契約を解除することができるものとします。但し、解除による利用期間が第 10 条の定める最低利用期間に満たない場合には、ブロード Ace サービス契約者は、当社に対し、第 11 条第 2 項及び第 3 項に準じて契約解除料を支払うものとします。

2. 当社は、前条第 1 項各号所定の事実をブロード Ace サービス契約者が解消しない場合には、ブロード Ace サービス契約を解除する場合があります。

3. 前項の場合において、当社がブロード Ace サービス契約者とのブロード Ace サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめブロード Ace サービス契約者にそのことを通知するものとします。但し、ブロード Ace サービス契約者が第 15 条各号に該当する場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 6 章 雑則

第 22 条（譲渡禁止等）

ブロード Ace サービス契約者は、ブロード Ace サービス契約に基づく債権債務を、第三者に譲渡し、転貸し、担保権を設定する等、一切の処分をすることができないものとします。

第 23 条（損害賠償）

ブロード Ace サービス契約者が不正利用等自己の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合には、当社は、当該ブロード Ace サービス契約者に損害の賠償を請求するものとします。

第 24 条（免責）

1. 本サービスはベストエフォート型のサービスです。表示速度（下り最大 50MB、12MB 等）は最高速度でありこれを保障するものではなく、当該速度よりも低い速度しか出ない場合があります。

2. 当社がブロード Ace サービス契約者に対して負う責任は、本規約に規定するものが全てであり、これを超えて、ブロード Ace サービス契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害（財産的損害か非財産的損害かを問わない）について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

3. 当社は、利用期間経過後の本サービスの存続ならびにこれに伴うブロード Ace サービス契約者に生じる損害を一切保証又は負担しないものとします。

4. 本サービスに提供されるネットワークの規格、仕様等については、電話回線提供事業者の都合等により、ブロード Ace サービス契約者に事前に通知されることなく変更される場合がありますが、当社は、これにより生じた一切の損害を負いかねますので、予めご了承

承ください。

第 25 条（業務委託）

当社は、ブロード Ace サービス契約者への請求その他の本サービスの業務の一部を業務委託先に委託することがあります。

第 26 条（合意管轄）

当社とブロード Ace サービス契約者との間で訴訟の必要を生じたときは、東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（適用関係）

本サービスの個別の各サービス内容につき本規約に定め無き事項は、SBM の定めるソフトバンク BB DSL サービス規約に準じて取扱うものとします。

第 28 条（オプションサービス）

ホワイトコール 24（無料）等のオプションサービスについては、ブロード Ace サービス契約者からの申込みをサービス提供者が承諾した場合に、サービス提供者の規約に従い提供されるものとします。

以上

制定：平成 22 年 2 月 14 日

改訂：平成 22 年 5 月 19 日

改訂：平成 22 年 12 月 27 日

改訂：平成 23 年 3 月 1 日

改訂：平成 23 年 5 月 24 日

改訂：平成 26 年 4 月 1 日

改訂：平成 27 年 4 月 1 日